

国立大学法人長崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じ経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし
理事		改定なし
理事(非常勤)		改定なし
監事		改定なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 8,977	千円 6,025	千円 2,772	千円 180 (地域手当)	10月11日		
法人の長	千円 9,503	千円 6,766	千円 2,534	千円 203 (地域手当)		10月10日	
A理事	千円 6,619	千円 4,431	千円 2,038	千円 132 (地域手当) 18 (通勤手当)	10月11日		
B理事	千円 6,633	千円 4,431	千円 2,038	千円 132 (地域手当) 32 (通勤手当)	10月11日		
C理事	千円 6,601	千円 4,431	千円 2,038	千円 132 (地域手当)	10月11日		
D理事	千円 14,184	千円 8,736	千円 3,824	千円 823 (地域手当) 45 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)			◇
E理事	千円 7,049	千円 4,976	千円 1,864	千円 149 (地域手当) 60 (通勤手当)		10月10日	

F理事	千円 7,049	千円 4,976	千円 1,864	千円 149 60 (地域手当) (通勤手当)		10月10日	
G理事	千円 7,650	千円 4,976	千円 1,909	千円 149 149 26 441 (地域手当) (広域異動手当) (通勤手当) (単身赴任手当)		10月10日	
H理事	千円 6,989	千円 4,976	千円 1,864	千円 149 (地域手当)		10月10日	
I理事 (非常勤)	千円 1,877	千円 1,877	千円 0	千円 0 ()		10月10日	※
A監事	千円 11,491	千円 8,736	千円 2,412	千円 262 81 (地域手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,549	千円 3,549	千円 0	千円 0 ()			

- 注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。
注2:「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(3%~6%)支給される手当である。
注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるため本府省課長、企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)を示し、「※」は、独立行政法人等の退職者を示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	7,328	4 7	H20.10.10	—	支給額は、退職する役員の業績に応じて増減できるが、経営協議会の議を経て、法人の長の判断によりこれを行わないこととした。	
理事					該当者なし	
監事	2,184	2 0	H20.3.31	—	支給額は、退職する役員の業績に応じて増減できるが、経営協議会の議を経て、法人の長の判断によりこれを行わないこととした。	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ人件費削減に取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績に応じ、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

附属学校(小・中)に主幹教諭の職を設置したことに伴い、同職に適用する本給表(特2級)を新設した。

※主幹教諭は、副校長及び教頭を助け、児童又は生徒の教育をつかさどる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1981	43.6	6,754	4,887	48	1,867
事務・技術	425	43.3	5,719	4,159	60	1,560
教育職種 (大学教員)	852	47.8	8,507	6,112	45	2,395
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	475	36.5	4,834	3,531	41	1,303
技能・労務職種	35	54.8	5,493	3,996	55	1,497
海事職種	15	44.2	7,293	5,262	0	2,031
海技職種	16	51.1	6,417	4,666	0	1,751
教育職種 (附属高校教員)	21	41.8	7,144	5,249	82	1,895
教育職種 (附属義務教育学校教員)	54	39.2	6,918	5,152	55	1,766
医療職種 (病院医療技術職員)	85	40.7	5,419	3,947	55	1,472
その他	3	46.2	5,565	4,070	16	1,495

在外職員	7	49.1	13,155	11,337	0	1,818
------	---	------	--------	--------	---	-------

再任用職員	19	61.7	3,381	2,832	62	549
事務・技術	11	61.6	3,500	2,928	67	572
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	62.1	3,086	2,592	68	494
その他	3	61.5	3,438	2,881	38	557

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	82	41.4	3,624	2,707	62	917
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	33	49.3	3,537	2,632	70	905
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	35.9	4,768	3,541	38	1,227
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	49.9	3,768	2,799	75	969
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	32.4	3,429	2,555	56	874
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-

注1: 【常勤職員】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師及び臨床検査技師をいう。

注9: 【再任用職員】の「その他」とは、病院の歯科技工士及び診療放射線技師並びに船員をいう。

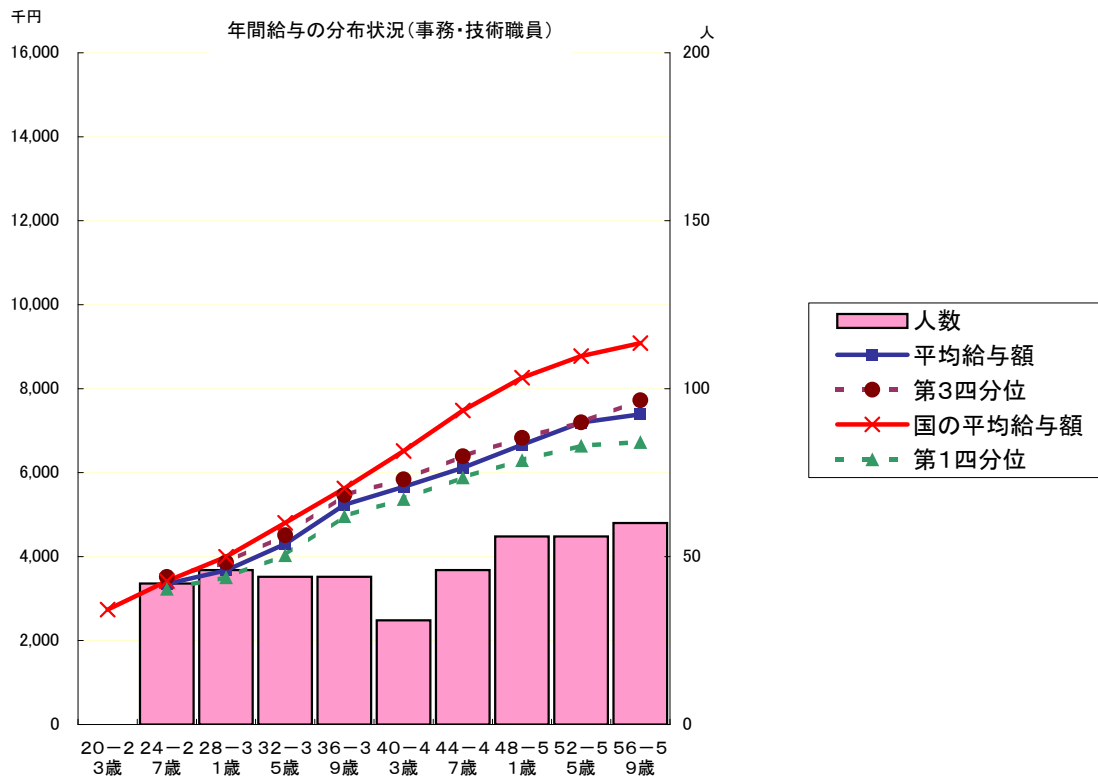
注10: 【非常勤職員】の「その他」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注11: 【任期付職員】は、該当者なしのため記載を省略した。

【年俸制適用者】

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	35.6	7,120	7,120	27	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	35.6	7,120	7,120	27	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。⑤まで同じ。

注2: 「四分位」とは、ばらつきの度合を示す指標である。

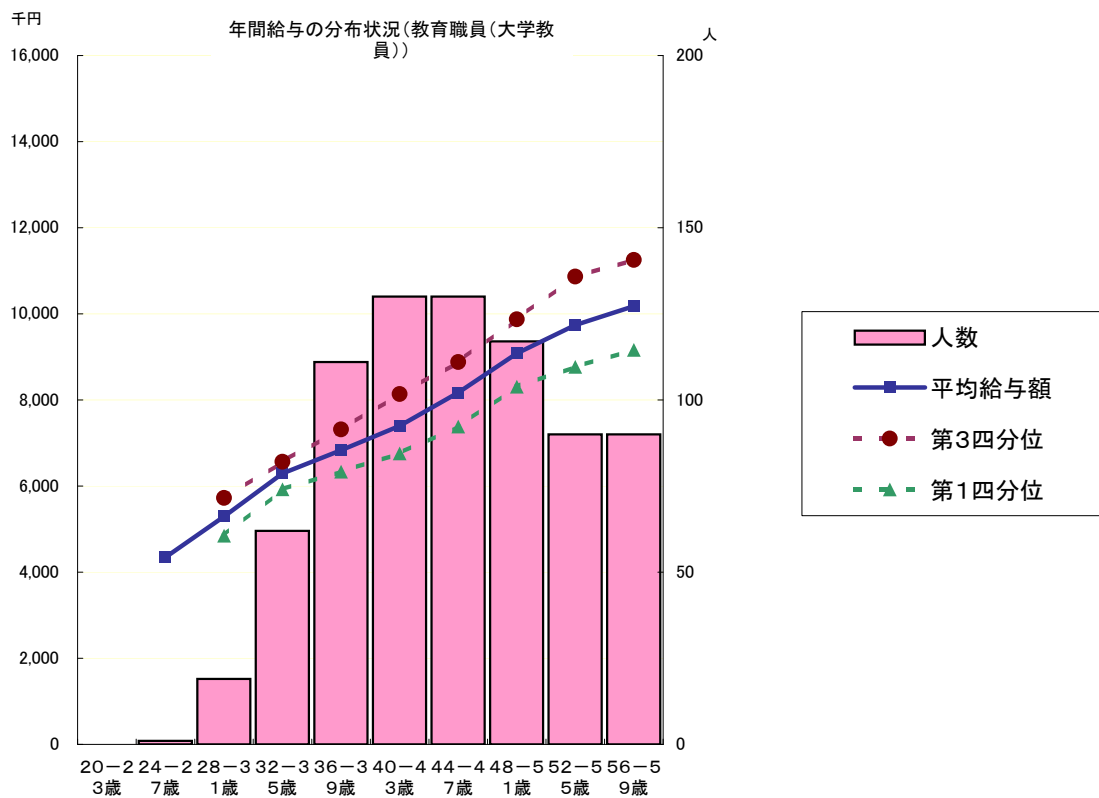
「第1四分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	8	57.3	9,741	10,335	10,438
課長	28	55.1	7,722	8,099	8,333
課長補佐	31	55	6,868	7,136	7,325
係長	155	48.7	5,889	6,316	6,742
主任	80	41.4	4,804	5,262	5,771
係員	123	31.3	3,388	3,858	4,007

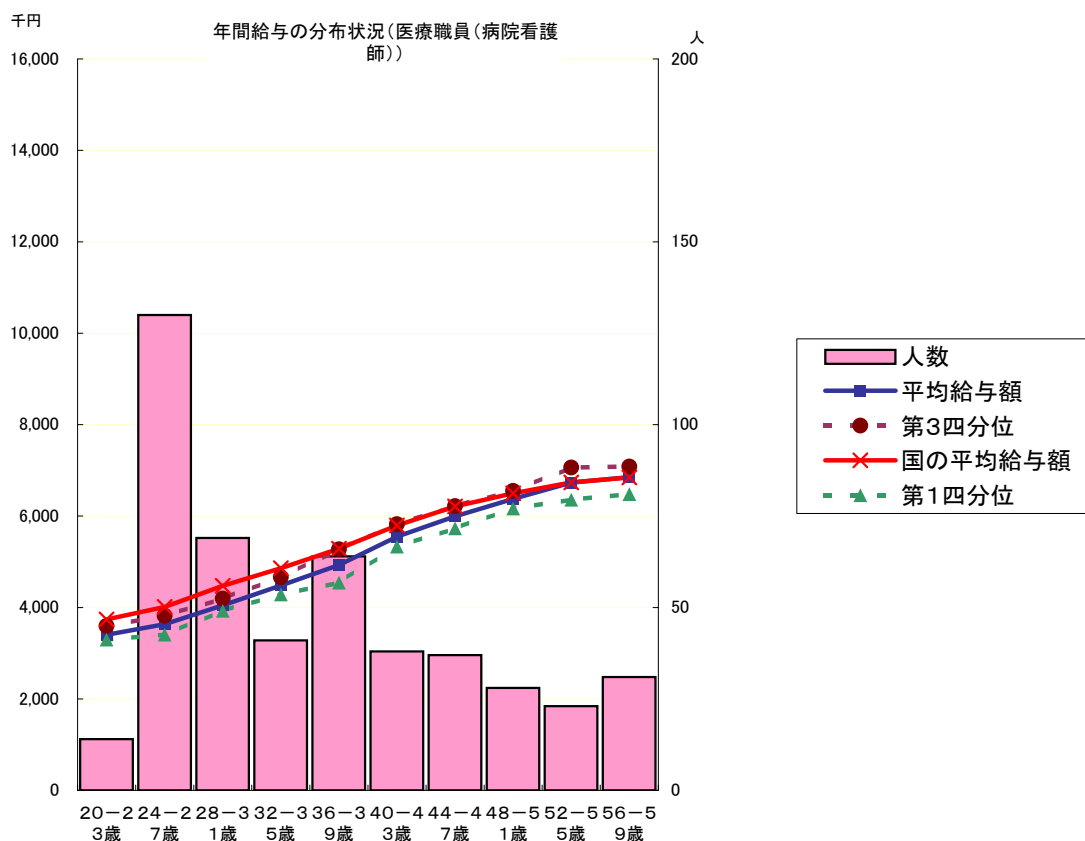
注1: 「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
教授	282	55.9	9,831	10,555	11,234	
准教授	226	46.2	7,849	8,346	9,031	
講師	88	45.7	7,340	7,774	8,251	
助教	236	40.4	6,164	6,527	6,942	
助手	6	53.7	6,833	7,104	7,332	
教務職員	14	46.4	5,431	5,712	6,060	



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		人	歳	千円	千円
副看護部長	4	57	-	7,842	-
看護師長	32	51.4	6,354	6,707	7,058
副看護師長	79	47.3	5,765	6,158	6,740
看護師	360	32.5	3,607	4,290	4,781

注1: 副看護部長は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員 (割合)	425 人	56 人 13.2%	72 人 16.9%	176 人 41.4%	74 人 17.4%	27 人 6.4%	13 人 3.1%	5 人 1.2%
年齢(最高～最低)		35～24 歳	48～27 歳	59～35 歳	59～47 歳	59～40 歳	59～49 歳	58～55 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		3,041～2,186 千円	3,710～2,441 千円	4,969～2,977 千円	5,712～4,603 千円	5,954～4,839 千円	7,467～5,886 千円	7,510～7,130 千円
年間給与額 (最高～最低)		4,075～2,989 千円	5,080～3,335 千円	6,943～4,131 千円	7,946～6,481 千円	8,171～6,808 千円	9,942～8,167 千円	10,438～9,741 千円

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員 (割合)		2 人 0.5%	
年齢(最高～最低)			
所定内給与 年額(最高～ 最低)			
年間給与額 (最高～最低)			

注：8級は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	852 人	14 人 1.6%	242 人 28.4%	91 人 10.7%	223 人 26.2%	282 人 33.1%
年齢(最高～最低)		56～29 歳	64～27 歳	63～31 歳	63～31 歳	67～40 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		4,623～2,999 千円	6,491～3,111 千円	6,649～3,435 千円	7,372～3,920 千円	9,846～5,407 千円
年間給与額 (最高～最低)		6,421～4,139 千円	8,797～4,285 千円	9,152～4,847 千円	9,999～5,406 千円	13,751～7,644 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	475 人		360 人 75.8%	81 人 17.1%	30 人 6.3%	4 人 0.8%		
年齢(最高～最低)		- 歳	59～23 歳	59～32 歳	59～43 歳	59～54 歳		
所定内給与 年額(最高～ 最低)		- 千円	4,779～2,306 千円	5,310～3,159 千円	5,339～4,320 千円	5,903～5,118 千円		
年間給与額 (最高～最低)		- 千円	6,707～3,151 千円	7,406～4,430 千円	7,572～6,070 千円	8,265～7,218 千円		

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8	65.8	64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2	34.2	35.1
	最高～最低	47.3～32.8	45.8～29.5	44.3～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2	68.2	66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.8	31.8	33.3
	最高～最低	42.1～30.6	38.9～28.7	40.5～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.5	65.0	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.5	35.0	36.2
	最高～最低	43.4～30.5	46.0～30.0	44.5～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65	68.1	66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35	31.9	33.4
	最高～最低	43.0～31.0	43.6～24.6	43.3～28.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.6	66.8	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.4	33.2	36.2
	最高～最低	42.1～34.0	35.2～31.0	38.7～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8	67.8	66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.2	32.2	33.7
	最高～最低	42.1～31.3	38.9～28.5	40.5～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 85.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 98.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 94.1

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 97.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.0	
	参考	地域勘案 89.8
		学歴勘案 85.1
		地域・学歴勘案 89.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47.5% (国からの財政支出額 20,412百万円、支出予算の総額 43,000百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 本学における平成20年度の国からの財政支出額は204億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模が大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、4研究科、1研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。</p> <p>【累積欠損額について】 なし</p>	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準を維持しながら、これまでどおり総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減に取り組むこととする。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.1	
	参考	地域勘案 97.0
		学歴勘案 93.1
		地域・学歴勘案 97.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 【検証結果】 ○事務・技術職員と同様</p> <p>【累積欠損額について】 なし</p>	
講ずる措置	○事務・技術職員と同様	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.9

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	(平成20年度)	(平成19年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	15,634,552	16,253,603	△ 619,051	(△3.8)	△ 967,074	(△5.8)
退職手当支給額 (B)	1,842,462	1,898,102	△ 55,640	(△2.9)	498,119	(37.1)
非常勤役職員等給与 (C)	4,637,650	4,044,622	593,028	(14.7)	1,966,214	(73.6)
福利厚生費 (D)	2,322,756	2,349,006	△ 26,250	(△1.1)	12,509	(0.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	24,437,420	24,545,333	△ 107,913	(△0.4)	1,509,768	(6.6)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用されている職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費 対前年度比

○給与、報酬等支給総額

教職員の人員削減を計画どおり実施したこと及び退職者の後任補充が進まなかったこと等により、平成19年度に比べ3.8%の減となった。なお平成19年度から賞与引当金を計上したことにより、一時的に増加した2%を差し引くと、対前年度比は実質1.8%の減となる。

○最広義人件費

平成19年度に比べ0.4%の減になっているのは、次の要因による。

- ・給与、報酬等支給総額の減
- ・退職者数の減による退職手当支給額の減
- ・有期雇用教員等の採用増による非常勤役職員等給与の増
- ・労災保険料率の減による福利厚生費の減

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況(予定含む。)

○閣議決定に基づき文部科学大臣が中期目標で示した人件費削減の取組として、本学では中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費を削減することを決定した。

また、平成19年度から平成22年度までの4年間で、学長管理ポスト1%を含む5%を人員削減により人件費を削減することとし、平成20年度30名を削減した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	16,951,426	16,175,986	16,253,603	15,634,552
人件費削減率 (%)		△4.6	△4.1	△7.8
人件費削減率(補正值) (%)		△4.6	△4.8	△8.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率で、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。